

埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業補助金取扱要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業（要綱第2条関係）

(1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

- ア 補助対象となる施設・事業所等は、申請時点で障害福祉サービス事業所等の指定を受けている者であって、県が指定する研修を受講している者とする。
- イ 運営する施設・事業所等において利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。
- ウ 本事業と、(2)の障害福祉サービス再開に向けた支援事業をあわせて補助することは差し支えない。

(2) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

- ア 補助対象となる施設・事業所等は、申請時点で障害福祉サービス事業所等の指定を受けている者であって、県が指定する研修を受講している者とする。
- イ 実際にサービス再開につながったか否かは問わない。
- ウ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者のことをいう。
- エ 「健康状態・生活実態の確認、希望するサービスの確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていることをいう。
- オ 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたことをいう。
- カ 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡を行ったことをいう。
- キ 本事業と、(1)の感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業をあわせて補助することは差し支えない。

(3) 障害福祉施設・事業所等職員慰労金支給事業

- ア 障害福祉総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、次に掲げる事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所に勤務し、利用者と接する職員については、対象とする。ただし、令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間（以下「対象期間」とする。）、サービス提供実績が全くない事業所については、対象外とする。

- ※ 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- イ 事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に要綱に規定する勤務実績がある場合、対象とする。
- ウ レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者など、利用者と接触しない者は対象とならない。
- オ 「10日以上勤務」とは、支給対象施設・事業所において勤務した日が、対象期間に延べ10日間以上あることとする。
- カ 利用者と接する職員とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれる。ただし、利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くないような場合は、対象とならない。
- ク 一日当たりの勤務時間は問わない。
- ケ 複数の事業所で勤務した場合は勤務日数を合算して計算する。
- コ 夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超えて勤務した場合、勤務日数は2日として算定して差し支えない。
- サ 同一日に複数回シフト等により勤務をした場合、勤務日数は1日として算定する。
- シ 年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。
- ス ボランティアは対象にならない。
- セ 慰労金は、所得税法の非課税規定に基づき非課税所得となるため、給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないように留意すること。
- ソ 慰労金の受給権については、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止し、支給を受けた金銭についても差し押さえることを禁止する。

3 補助対象経費及び要件（第4条関係）

(1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

かかり増し経費とは、以下のようなものをいう。

(例)

- ア 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
- イ 外部専門家による研修実施、受講費用等
- ウ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等
- エ 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- オ 建物内外の消毒費用・清掃費用

- カ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費等
- キ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- ク 自動車・自転車の購入又はリース費用
- ケ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）
- コ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- サ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- シ 居宅介護職員による同行指導への謝金
- ス 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

(2) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

環境整備費とは、以下のようなものをいう。

(例)

- ア 長机、飛沫防止パネルの購入費等
- イ 換気設備の購入及び設置に要する費用
- ウ 電動自転車等の購入又はリース費用
- エ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）
- オ 感染防止のための内装改修費

(3) 障害福祉施設・事業所等職員慰労金支給事業

- ア 要綱別表5（1）又は（2）に該当する場合、事前に指定権者に報告をすること。
- イ 要綱別表5（2）に規定する「実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とは、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日とする。
- ウ 「感染症患者又は濃厚接触者」は、利用者に関し、職員は含まないものとする。
- エ 「濃厚接触者」は、保健所により認定された者とする。なお、濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導によりPCR検査を受け、自宅待機を要請された者は含まないものとする。
- オ 感染症患者又は濃厚接触者の発生日は、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日とする。
- カ 感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断されたときとする。
- キ 濃厚接触者の終期は、原則として最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わったときとする。ただし濃厚接触者であるかどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できなかった場合は、濃厚接触者として扱わないものとする。

する。

ク 同一施設内に併設される事業所のうち1つに感染症患者又は濃厚接触者が発生した場合、同一空間を共有している併設事業所についても、発生事業所として取り扱って差し支えない。

4 申請手続（要綱第5条関係）

本事業に係る手続は、オンラインによる申請又は郵送（紙）により、以下のとおり行うものとする。

なお、指定事業所番号を附番されている事業者については、原則としてオンラインにより申請すること。

（1）精算払いの場合

- ア 交付申請 【事業者→県】
- イ 審査 【県】
- ウ 交付決定通知【県→事業者】
兼確定通知
- エ 補助金の支給【県→事業者】

（2）概算払の場合

- ア 交付申請 【事業者→県】
- イ 審査 【県】
- ウ 交付決定通知【県→事業者】
- エ 補助金の支給【県→事業者】
- オ 実績報告 【事業者→県】
- カ 交付確定通知【県→事業者】
- キ （返還がある場合）返納【事業者→県】

5 申請書の添付書類（要綱第5条関係）

第5条（2）様式5中「勤務先における申請者の勤務内容等」について勤務先であった法人が消滅している等の理由で、証明が受けられない場合は、対象期間内に少なくとも10日以上勤務していたことが客観的に証明できる書類（給与明細の写し等）を添付すること。

6 受領書の作成（要綱第10条関係）

事業者が職員等に対して、県から支給する慰労金に、上乗せした額を支給した場合であっても、県からの支給分は事業者からの上乗せ支給分とは別に受領書を作成しておくこと。

附 則

この要領は、令和2年7月28日から施行し、令和2年2月1日から適用する。